

平成 20 年 5 月 27 日

「統計データの二次利用促進に関する研究会」報告書

(中間取りまとめ骨子)

はじめに

報告書を取りまとめるに至った経緯。

基本的な考え方

統計法の施行に伴い、統計データの二次利用のための業務は各府省の行政活動の一環として適切に実施されることが必要。研究会では各府省が整合性を確保しながら適切に当該業務を実施していくための運用面、技術面での諸課題を検討、整理。

二次利用の運用手続面について

1 利用目的の範囲

統計法第 34 条及び第 36 条では、「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」にのみ、「委託による統計の作成等」(以下「オーダーメイド集計」という。)や「匿名データ」の提供ができると規定。

ア. 「公益性」を求める理由

(1) オーダーメイド集計の場合

国民の共有財産である行政資源を費やすこと等による。

(2) 匿名データの提供の場合

秘匿化されても個別情報の提供であり、目的を問わずに提供すると調査対象者の信頼を損ね、統計の真実性確保に支障のおそれがあることによる。

イ. 「学術研究の発展に資すると認める場合」

(1) 大学・研究機関における場合

教授、准教授、講師、助教、ポストドクター、大学院生等が学術を目的として研究活動を行う場合を想定。しかし、公益性確保のためには、研究成果が公表され、社会に還元されることを要件とすべき。

(2) 大学・研究機関以外における場合

営利企業に属する者の企業活動の一環としての研究も、学術的な研究で、その成果が社会に還元される場合、要件に該当。しかし、研究成果が企業の業務資料や特定顧客へのレポートである場合、要件に非該当。学術研究に営利目的が一部含まれる場合でも、研究成果が社会に還元される場合、

要件に該当。

ウ．「その他総務省令で定める場合」

大学等での教育目的等を規定すべき。この場合には、指導教授等の指導監督の下で、かつ使用場所は教室内や研究室に限るなどの条件を付すことが必要。

教育目的等で使用する場合の条件（申出書、審査）等は、今後の研究会の議論を踏まえ追加する予定。

2 利用の申出

ア．利用申出書

統計法第 34 条及び第 36 条では、申出事項は総務省令で定めることを規定。申出書様式の府省間での統一が必要。申出事項を以下に提示。

(1) オーダーメイド集計の場合

- 申出者（所属、氏名、連絡先）
- 使用する統計調査の名称及び年次
- 利用目的（研究計画名、具体的な研究内容、研究成果の取扱い（○○学会で発表、○○誌に掲載等））
- 集計等の作業委託内容（集計表様式を添付）
- 共同研究者の氏名及び所属
- 作成した集計表等の提供を受ける方法

(2) 匿名データの提供の場合

- 申出者（所属、氏名、連絡先）
- 使用する統計調査の名称及び年次
- 利用目的（研究計画名、具体的な研究内容、研究成果の取扱い（○○学会で発表、○○誌に掲載等））
- 使用場所
- データの管理方法（データの保存場所・保存方法、パソコンの使用環境（インターネット非接続等））
- データを取扱う者の範囲（共同研究者、外部委託する場合の委託先等）
- 匿名データの提供を受ける方法

イ．利用申出者

自分自身が責任を持って研究を行い得る者。大学等の利用申出者を以下のよう

に例示。
教授等の指導の下で、大学院生や学部生が研究に携わる場合、教授等共同研究として、教授等と大学院生が研究を行う場合、両者個人として大学院生等が研究を行う場合(学部生の身分を理由とした排除

は困難)、大学院生等

なお、匿名データの提供の場合、利用申出者の本人確認を十分に行うことが必要。

ウ．利用申出の受付窓口

利用申出書は、調査票情報を保有する府省に対して提出。

エ．利用申出の時期

受付から提供までの期間を明確化。年間の受付時期・期間を年数回に限定。

3 利用目的の審査

研究成果の公表方法の明確化と「公益性」の有無がポイント。

(1) 「公益性(学術研究であること)を示す書類」

次の書類を想定。

- 研究計画書
- 所属がある場合は所属を証明する書類(指導教授や大学、学会からの推薦状、大学に籍があることを証明する書類等)
- 公表の方法に係る書類(発表予定の学会・大会の名称や活動内容、提出する研究計画書への掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌、業界誌等の記述等)
- その他(研究費を確保するために作成した既存の書類、利用者の著書・論文の一覧等)

(2) 審査内容

依頼者の属する機関が外形的にみて研究を行っている機関か
研究の成果が社会に還元されるか
提供したデータの管理体制や管理方法に信頼が置けるか
研究内容と利用される統計調査の関係が適切であるか

(3) 審査の実施主体

以下の理由から審査は当該統計調査の実施者が行うことが適当。

-) 利用目的の審査は研究内容の重要度を評価するものではない
-) 調査対象者の信頼確保のため、調査実施者は研究内容を確認すべき
-) 統計調査の内容や匿名データの詳細を調査実施者が把握

公平性や透明性を確保する観点から、申出に応じなかった理由等を申出者に通知するとともに、統計委員会に報告。

4 審査結果に対して不服があった場合の対応方法

行政手続法第2条第2号や行政不服審査法第2条第1項の規定する「処分」

に該当せず、法的な救済制度はないが、二次利用に関する政府統計全体の相談・苦情等の窓口機能を設けるべき。

5 集計結果表等の著作権に関する留意事項

申出者や集計事務の受託業者の創意工夫で結果表が作成されると著作権が発生。成果物の著作権は調査実施者側に帰属する旨を契約で明確化すべき。また、申出者は著作権を主張しないことを申出受理の条件に入れるべき。

6 その他運用面での留意事項

- (1) 提供窓口は、匿名データ等を作成する府省毎に置く。
- (2) 提供手段は、電子媒体の郵送、直接受渡。集計表はオンラインも可。
- (3) 匿名データの利用終了後、破壊又は返却を確認できる仕組みを構築。また、オーダーメイド集計で提供した集計表等や匿名データから作成した集計表等の利用は申出書に記載した利用目的の範囲に限定すべき。
- (4) 匿名データを作成する統計調査は、各府省がニーズを勘案して判断。いつごろどのような匿名データが作成されるか分かる情報を公表すべき。また、政府統一的なニーズ把握の仕組みを構築すべき。
- (5) 匿名データは、枠組みとしては外国の研究者に対しても提供可能。
- (6) レプリカデータは定義の明確化の上で作成・提供について検討。
- (7) オンサイト利用は目的外利用のガイドライン検討において制度化し、運用方法を定めるべき。

二次利用の技術的な課題について

1 オーダーメイド集計における集計結果表の秘匿処理

集計結果表の秘匿処理の方法として一律の基準を設定することは困難。ガイドラインでは、現在各府省が統計調査結果を公表する際に実施している秘匿処理の事例（別紙1）を参考に、目安となるものを提示。

2 匿名データの作成

(1) 匿名データの作成対象

原則として、世帯に限らず事業所関係の統計調査も含め対象とすべき。但し、匿名化できない調査は、オーダーメイド集計やオンサイト利用で対応すべき。

(2) 匿名処理の方法

匿名化の方法は、調査ごとに決定。ガイドラインには秘匿処理の技法（別紙2）や匿名化の目安（別紙3）を盛り込む。

3 秘匿処理の審査

統計委員会の審査を効率的、効果的に実施するためチェックリストが必要。各府省間で統一化された様式で、各府省が所管の統計調査ごとに作成。チェックリストのイメージは別紙4及び5。

4 秘匿処理の実施機関

秘匿化という専門的・技術的処理を効率的に実施するため、ある程度秘匿処理の実施機関を特定化し、業務委託を検討すべき。

別紙1：現在、各省が実施している集計結果表の秘匿処理の事例

別紙2：秘匿処理について

別紙3：匿名化の基準（目安）

別紙4：匿名データのチェックリスト（案） 全国消費実態調査を例として

別紙5：匿名データのチェックリスト（案） 就業構造基本調査を例として